

鹿角広域行政組合における個人情報保護

本組合では、個人情報保護条例に基づき、組合が保有する個人情報の適切な取扱いの確保と、個人情報の開示や訂正を請求する権利の保証など、個人の権利利益の保護を図ることとしています。

○保護の対象となる個人情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く）です。

民間の場合と違い、個人の数に関する要件はありません。

○個人情報の取扱いに関するルール

【個人情報の取扱いを確保するため、次のようなルールを設けています】

1 個人情報保護事務の届出制

実施機関が、個人情報保護取扱事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号等により個人を検索しうる状態で個人情報を記録する公文書又は磁気テープを使用する事務）を新たに開始したり、変更したり、廃止したりするときは、管理者に届け出なければなりません。

2 収集の制限

実施機関が個人情報を収集する場合は、原則個人から収集しなければなりません。また、思想・信条等に関する個人情報は、原則として収集してはならないとしています。

3 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として、当初の目的以外に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはなりません。

4 オンライン結合の禁止

実施機関は、原則として、個人情報の電子計算処理について、実施機関以外のものとの間で通信回線による電子計算機の結合を行ってはならないとしています。

5 本人への個人情報の開示

実施機関は、本人から自己の個人情報の開示の請求があった場合は、法令で開

示できないもの等を除いて、開示することとしています。

6 本人からの個人情報の訂正・利用停止請求等に対する対応義務

実施機関は、本人から個人情報の訂正や利用停止等の請求があった場合、その請求が妥当なものであるときは、訂正や利用停止の措置をとらなければなりません。

※これらの取扱いについては、個人情報保護審議会の意見を聞いて、事務事業の性質上やむを得ないと判断された場合に限り、例外的な取扱いをすることができます。

○個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、組合が個人情報の例外的な取扱いをしようとする場合などに、その取扱いが妥当かつやむを得ないものであるかどうかを調査審議する組織です。

○開示請求処理状況

個人情報の開示請求処理件数は、次のとおりです。

年度	請求件数	請求に対する決定		
		開示	部分開示	不存在
H 2 7	0	0	0	0
H 2 8	1	1	0	0
H 2 9	0	0	0	0
H 3 0	1	1	0	0
R 1	1	1	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0
R 4	1	1	0	0